

山梨県の融資制度のご案内

経済変動対策融資 (連鎖倒産防止関係)

取引先が倒産し、売掛金が回収不能となった場合に、連鎖倒産を防ぐ目的でご利用いただける融資です。

融資対象	取引先企業が銀行取引停止処分、破産、民事再生法の申立等により、適正な取引に基づく債権が回収不能となったことにより損失を受け、経営に著しい影響を受けると予想される中小企業者
限度額	運転資金 8,000万円
融資利率	5年以内：1.8% 10年以内：2.0% ※中小企業信用保険法第2条第5項第1号（大型倒産）の場合 5年以内：1.6% 10年以内：1.8% ※いずれの場合も、金利の他に、信用保証協会の保証料が必要です。
保証料率	0.45%～1.9% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号（大型倒産）の場合：0.9%)
担保・保証人	金融機関又は保証協会の定めるところによります。 (保証付きの場合、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要)
償還期間	10年以内（1年以内の据置を含む）
申込書類	借入申込書の他に、財務書類、納税証明書等及び、取引先倒産企業の不渡り手形や売掛金の取引状況を示す書類が必要となります。

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行
JAクレイン JAフルーツ山梨 JAふえふき JA山梨みらい JA南アルプス市
JA梨北 JA山梨信連

他にも利用目的に応じた融資を用意しております。

県庁産業振興課や最寄りの金融機関などにお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所	県庁別館3階 産業振興課
相談時間	9:00～16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応します）
電話番号	055-223-1554（直通）

問い合わせ先

山梨県 産業政策部 産業振興課
TEL 055-223-1537（直通）